

令和2年度京都市居住支援協議会 第1回総会

日時：令和2年4月9日（木）14時～

場所：市役所分庁舎4階第1会議室

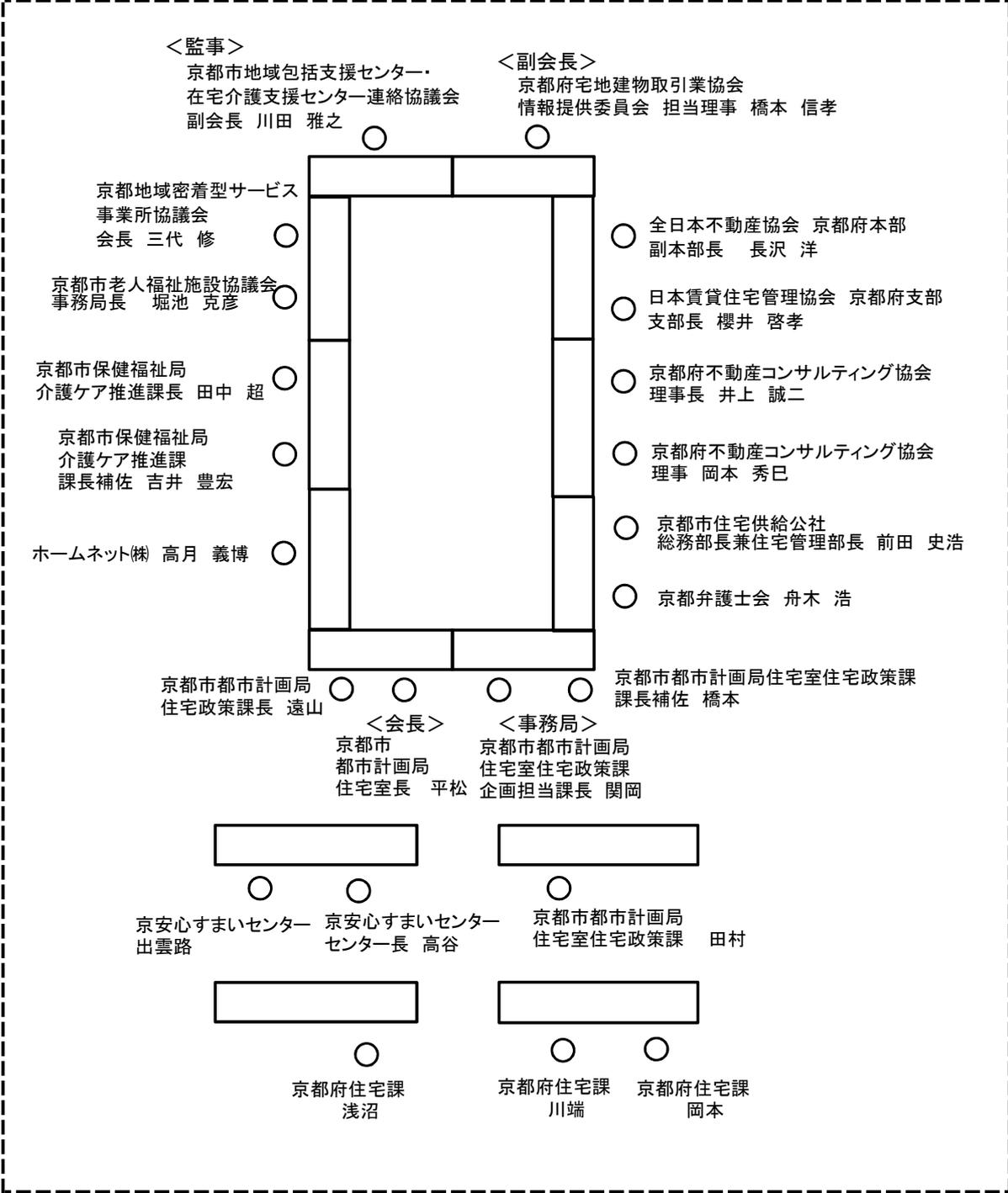
次 第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議案
 - 第1号議案 令和元年度事業報告
 - 第2号議案 令和元年度決算見込み
 - 第3号議案 令和2年度事業計画について
 - 第4号議案 令和2年度予算について
 - 第5号議案 京都市居住支援協議会副会長及び監事の任期満了に伴う改選について
 - 第6号議案 バナー広告料の改定について
 - 第7号議案 京都市高齢者すまい・生活支援事業の空白地域の解消等を目的とした一般社団法人の設立について
 - 第8号議案 ホームネット(株)との業務連携の強化について
 - 第9号議案 居住支援法人等との連携の強化について
- 4 その他
- 5 閉会

<配布資料>

資料1	配席図
資料2	出席者名簿
資料3	第1号議案 令和元年度事業報告
資料4	第2号議案 令和元年度決算見込
資料5	第3号議案 令和2年度事業計画書
資料6	第4号議案 令和2年度収支予算書
資料7	第5号議案 京都市居住支援協議会副会長及び監事の任期満了に伴う改選について
資料8	第6号議案 バナー広告料の改定について
資料9	第7号議案 京都市高齢者すまい・生活支援事業の空白地域の解消等を目的とした一般社団法人の設立について
資料10	第8号議案 ホームネット(株)との業務連携の強化について
資料11	第9号議案 居住支援法人等との連携の強化について
参考1	ウーマンライフ新聞11月29日号への広告
参考2	おふたいむ3月号への広告
参考3	オーナーズ・スタイル関西版への掲載記事
参考4	京都市居住支援協議会会則

令和2年度 京都市居住支援協議会 第1回総会 配席図



令和2年度 京都市居住支援協議会 第1回総会 出席者名簿

(敬称略)

所属団体名		役職名	氏名	備考
不動産 関係団体	公益社団法人 京都府宅地建物取引業協会	情報提供委員会 担当理事	橋本 信孝○	
	公益社団法人 全日本不動産協会 京都府本部	副本部長	長沢 洋	
	公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会 京都府支部	支部長	櫻井 啓孝	
	一般社団法人 京都府不動産コンサルティング協会	理事長	井上 誠二	
	一般社団法人 京都府不動産コンサルティング協会	理事	岡本 秀巳	
福祉 関係団体	京都市地域包括支援センター・在宅介護支 援センター連絡協議会	副会長	川田 雅之●	
	一般社団法人 京都地域密着型サービス事業所協議会	会長	三代 修	
	一般社団法人 京都市老人福祉施設協議会	事務局長	堀池 克彦	
オブザー バー	京都弁護士会	労働と社会保障に関する委員会	舟木 浩	
	ホームネット株式会社	居住支援サービス事業部 部長	高月 義博	
行政等	京都市住宅供給公社	総務部長兼住宅管理部長	前田 史浩	
	京都市保健福祉局	健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課長	田中 超	
		健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課 課長補佐	吉井 豊宏	
	京都市都市計画局	住宅室長	平松 謙一◎	
		住宅室 住宅政策課長	遠山 喜彦	
		住宅室住宅政策課 企画担当課長	関岡 孝繕	
		住宅室住宅政策課 課長補佐	橋本 真	
		担当	田村 勇樹	
	京安心すまいセンター	センター長	高谷 基彦	
		担当	出雲路 郁	
	京都府住宅課	計画担当 主幹兼係長	浅沼 健次郎	
		計画担当 副主査	川端 隆司	
		計画担当 技師	岡本 武士	

◎会長, ○副会長, ●監事

第1号議案 令和元年度事業報告

1 すこやか賃貸住宅及びすこやか賃貸住宅協力店の登録件数について

	平成30年度末	令和元年度末	差引
すこやか賃貸住宅（戸）	4,989	5,046	+57
すこやか賃貸住宅協力店（件）	132	141	+9
（国）セーフティネット住宅	14	14	±0

2 高齢者すまい・生活支援事業の取組について

(1) 延べ成約件数

87件 → 97件 令和元年度 10件増

(2) 実施地域

北区（6学区）、上京区（4学区）、東山区（7学区）、山科区（全域）、南区（11学区）、右京区（13学区）、伏見区（18学区）

(3) 参画団体

ア 不動産事業者

上野不動産、永都、京都不動産、長栄、天栄住宅、東峰、フラットエージェンシー、プレールクリエイション、都ハウジング、ランドスタイリング

イ 社会福祉法人

京都福祉サービス協会、リガール暮らしの架け橋、北野健寿会、洛東園、同和園、清和園、こころの家族、健光園、嵐山寮、京都老人福祉協会

(4) 本事業運営委員会実務担当者作業部会の開催状況

開催日	件名	内容
4/17	作業部会（北・上京）	・事業実施状況（情報共有、意見交換等）の報告
4/24	第1回作業部会	・事業実施状況（情報共有、意見交換等）の報告
5/27	作業部会（伏見・山科）	・事業実施状況（情報共有、意見交換等）の報告
7/18	作業部会（北・上京）	・事務実施状況（情報共有、意見交換等）の報告
7/24	第2回作業部会	・事務実施状況（情報共有、意見交換等）の報告
9/24	作業部会（伏見・山科）	・事業実施状況（情報共有、意見交換等）の報告
10/17	作業部会（北・上京）	・事業実施状況（情報共有、意見交換等）の報告
10/23	第3回作業部会	・事務実施状況（情報共有、意見交換等）の報告
1/8	作業部会（伏見・山科）	・事業実施状況（情報共有、意見交換等）の報告
1/22	第4回作業部会	・事業実施状況（情報共有、意見交換等）の報告

3 高齢期の住まいの相談会の取組について

(1) 開催状況

開催日	相談件数	不動産関係団体	福祉関係団体
7 / 19	6件	京都府宅地建物取引業協会	京都市地域包括支援センター
9 / 12	8件	全日本不動産協会京都府本部	〃
11 / 15	4件	日本賃貸住宅管理協会京都府支部	〃
1 / 17	11件	京都府不動産コンサルティング協会	〃
合計	29件	—	—

(2) 相談概要

ア 相談者の年齢構成

年代	60歳代	70歳代	80歳代	その他・不明
組数	11組	9組	6組	3組

イ 相談内容の分類

(7) 主な相談理由

相談理由	情報収集	経済的理由	保証人
組数	22組	5組	2組

(イ) 提供した情報等（複数有）

内容	安価な賃貸住宅情報(公営, すこ賃等)	高齢者向け住宅(高優賃, サ高住等)	すまいの売却や活用方法	介護保険制度
件数	12件	14件	17件	11件

内容	すこやか賃貸住宅協力店	保証人・保証会社	その他
件数	4件	1件	8件

4 京都市居住支援協議会の取組内容の普及啓発について

京都市居住支援協議会会員である不動産団体が開催している研修会等で、すこやか賃貸住宅及びすこやか賃貸住宅協力店の登録件数の増加等を目的に実施

(1) 情報提供内容

- ・ すこやか賃貸住宅, すこやか賃貸住宅協力店, すこやか住宅ネット
- ・ 高齢者すまい・生活支援事業
- ・ 見まもっTELプラス
- ・ 国の新たな住宅セーフティネット制度（登録, 改修費・家賃補助等）

(2) 実施状況

日 程	団 体 名
12月13日	全日本不動産協会 京都府本部
2月20日	京都府不動産コンサルティング協会

※ 京都府宅地建物取引業協会については研修の日程が合わなかったため、また、日本賃貸住宅管理業協会京都府支部については、コロナウイルス感染予防のため研修会が中止となったため、それぞれ未実施。

5 見まもっTELプラスの普及促進について

平成28年11月に業務提携を締結したホームネット株式会社が提供するサービス「見まもっTELプラス」の普及促進を図る。

(1) サービス内容

- ・ 電話による週2回の安否確認（自動音声）と、確認結果の指定連絡先（最大5名）へのメール
- ・ 孤独死等の際の、原状回復、遺品整理の費用を補償（上限100万円）
- ・ 販売店契約を締結したすこやか賃貸住宅協力店は、取扱件数に応じて手数料収入が生じる（500円/件・月）。

(2) 利用料

1,500円/月

(3) 件数等

ア 取扱店

24店 → 34店 令和元年度 10店増

イ 成約件数

11件 → 19件 令和元年度 8件増

6 その他

(1) ウーマンライフ新聞への広告の掲載

ウーマンライフ新聞11月29日号の広告欄を活用し、広告の掲載を行った。朝日新聞、毎日新聞及び日本経済新聞の折り込み広告として配布。部数は約10万部。（[参考1](#)参照）

(2) おふたいむへの広告の掲載

交通局のフリーペーパーである「おふたいむ」3月号の広告欄を活用し、広告の掲載を行った。市バス車内、地下鉄駅、交通局案内所などで配布。部数は約6万部。（[参考2](#)参照）

(3) オーナーズ・スタイル関西版への記事の掲載及びチラシの封入

オーナーズ・スタイル関西版に、会長と当該紙の編集長との会談記事を掲載するとともに、送付の際に、すこやか賃貸住宅の登録を促進するチラシを封入。（[参考3](#)参照）

- (4) 不動産仲介事業者へのすこやか賃貸住宅及びセーフティネット住宅への登録促進
すこやか賃貸住宅協力店として新たに御登録いただいた不動産仲介事業者を中心に、店舗等へ直接出向き、登録の促進を促した。
- (5) 保健福祉センター（福祉事務所）保護係長会議での京都市居住支援協議会の取組の周知
各区の保健福祉センターの保護係長が集まり、定例的に開催している保護係長会議において、当協議会の取組について周知を行った。
- (6) すこやか住宅ネットのシステムの改修
障害のある方へ対し、支援を行うことが決定された場合、速やかに対応できるよう、国庫補助を活用し、システムの改修を実施した。改修したシステムは、支援対象拡大後のリリースを予定している。
- (7) 各種団体に係るヒアリング対応

日 程	団 体 名
12 / 18	愛知県豊橋市議会
1 / 24	埼玉県狭山市議会
1 / 28	東京都住宅政策本部住宅企画部
2 / 4	東京都大田区議会

以上

令和元年度決算見込み

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

(単位:円)

科目	予算額	決算 見込み額	備考
I 収入の部			
負担金	1,000,000	1,000,000	京都市負担金
広告料	216,000	216,000	不動産4団体バナー広告費
預金利息	10	6	
国補助金	2,500,000	3,478,612	国交省(重層的セーフティネット構築支援事業)
当期収入合計…(A)	3,716,010	4,694,618	
前期繰越収支差額…(B)	321,567	229,081	
収入合計…(A)+(B)=(C)	4,037,577	4,923,699	
II 支出の部			
1 事業費	3,500,000	2,701,791	
(1) すこやか住宅ネットの取組周知の拡大等	200,000	128,304	すこやか住宅ネットサーバー保守(128,304円)
(2) 京都市高齢者すまい・生活支援事業の取組の推進	2,400,000	1,835,347	高齢者すまい・生活支援事業運営委員会事務局運営(市老協, 472,248円) 社会福祉法人活動費(1,363,099円)
(3) 高齢期の住まいの相談会	500,000	426,400	チラシ印刷(62,300円) 会場使用料(101,000円) 相談員活動費(230,000円) など
(4) 京都市居住支援協議会の取組内容の普及啓発	400,000	311,740	ウーマンライフ新聞11月29日号広告掲載料(110,000円) おふたいむ3月号広告掲載料(66,000円) オーナーズスタイル24号広告封入料(110,000円) など
2 管理費	450,000	688,414	居住支援協議会事務局運営(549,862円) 事務局消耗品(124,960円) など
3 予備費	87,577	1,193,500	すこやか住宅ネット改修(1,193,500円)
当期支出合計…(D)	4,037,577	4,583,705	
当期収支差額…(A)-(D)	0	110,913	
負担金の返還…(E)	0	0	
次期繰越収支差額…(C)-(D)-(E)	0	339,994	

第3号議案

令和2年度事業計画

京都市居住支援協議会 会則

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅及び当該住宅の媒介を行う事業者の情報収集
- (2) 住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅への円滑な入居に資する情報の提供及び相談等の実施
- (3) 民間賃貸住宅の賃貸人に対する住宅確保要配慮者の受入への不安解消を図る施策等の情報提供及び意識啓発セミナーの開催
- (4) 住宅確保要配慮者に対する住宅及び福祉施策等の知見の共有
- (5) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居に資する新たな入居支援方策の検討
- (6) その他目的達成のために必要な事業

京都市居住支援協議会の事業として、次のとおり実施していく。

1 京都市居住支援協議会（すこやか住宅ネット）の取組周知（(1)～(6)に資する事業）

高齢者をはじめとする市民や不動産事業者、地域包括支援センター等に対し、京都市居住支援協議会（以下「協議会」という。）の取組を広く周知することで、必要としている人へ速やかに情報が伝わるように努める。また、すこやか賃貸住宅及びすこやか賃貸住宅協力店の知名度の更なる向上を図るとともに、不動産事業者や不動産所有者等へ対し、すこやか賃貸住宅の登録の促進を行い、高齢者が住み替え先を探す際の選択肢を増やし、利用者の入居に繋げる。

区分	内容
継続	<p>ア すこやか住宅ネット（ホームページ）を通じて、すこやか賃貸住宅及びすこやか賃貸住宅協力店の情報提供を行う。</p> <p>イ 既存の事業者向けチラシを活用し、不動産団体を通じて、すこやか賃貸住宅の登録及びすこやか賃貸住宅協力店への加入を呼びかける。</p> <p>ウ すこやか賃貸住宅の登録の拡大に向け、不動産団体が開催する研修会等において、事務局から協議会の取組への協力を依頼する。</p> <p>エ フリーペーパーなどの広告欄等を活用しながら、周知を行う。</p>

2 高齢者すまい・生活支援事業の取組の推進 ((1)~(5)に資する事業)

3箇年のモデル期間を経て、平成29年度から協議会の事業として取り組んでいる「高齢者すまい・生活支援事業」を引き続き実施するとともに、実施地域の拡大や、将来的には、国庫補助金に頼らず、安定して運営できるような手法等について検討を進める。

区分	内 容
継続	<p>ア 本事業運営委員会の事務局を一般社団法人京都市老人福祉施設協議会が担い、四半期に1回を目途に実務担当者作業部会を開催し、本事業の実施状況の報告をはじめ、実施地域の拡大等について意見交換等を行う。</p> <p>イ 不動産4団体及び福祉3団体は、本事業に関心のある事業者を募り、実務担当者作業部会に参加していただけるよう、啓発を行う。</p> <p>ウ 既存のチラシを活用し、高齢者をはじめとする市民や地域包括支援センター等への周知を行い、本事業の利用を促進する。</p> <p>エ 国の補助金を活用することにより、社会福祉法人の費用負担面での軽減を図る。</p> <p>オ 身寄りのない高齢者にも対応でき、家主の不安感の低減につながる居住支援サービスについて検討を進める。</p> <p>カ 京都市老人福祉施設協議会が開催する施設長会等において、事務局から社会福祉法人へ対し、協議会の取組への協力を依頼する。</p>
新規	<p>キ 一般社団法人の設立をバックアップするとともに、設立後は、設立された一般社団法人と協力しながら、空白地域の解消や安定した収入源の確保に向けて検討を行う。</p>

3 高齢期の住まいの相談会の実施 ((2), (4)に資する事業)

高齢期の住まいに関するあらゆる相談について、協議会会員である不動産団体、福祉団体、行政のそれぞれの担当者がチームを組み、一組の相談者に対して、三者が同時に対応することで幅広い情報提供を行い、高齢者の相談にお応えする。(原則として、7月、9月、11月及び1月の第3金曜日を予定)

区分	内容
継続	<p>ア 不動産4団体は、1回毎の担当制で対応し、福祉関係は、京都市地域包括支援センターで対応する。</p> <p>日程及び不動産団体の担当(案)</p> <p>1回目： 7月16日(木) 京都府宅地建物取引業協会</p> <p>2回目： 9月17日(木) 全日本不動産協会京都府本部</p> <p>3回目： 11月19日(木) 日本賃貸住宅管理協会</p> <p>4回目： 1月15日(金) 京都府不動産コンサルティング協会</p> <p>※ 福祉関係は、4回とも京都市地域包括支援センターとする。</p> <p>イ 事務局で報告書をまとめ、各団体で活用する。</p>

4 国の新たな住宅セーフティネット制度への対応 ((1), (2)に資する事業)

平成29年10月に施行された改正住宅セーフティネット法(新たな住宅セーフティネット制度)により創設された住宅及び家賃債務保証業者の登録制度の普及促進に向けた取組を実施する。

区分	内容
継続	<p>ア 改正住宅セーフティネット法第8条に基づく「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅」の登録を推進するとともに、登録された住宅の情報提供を行う。</p> <p>イ 家賃債務保証業者登録規程(国土交通省告示第898号)に基づく登録を受けた「家賃債務保証業者」の情報提供を行う。</p> <p>ウ 不動産団体での研修会等において、セーフティネット住宅への登録の協力を呼び掛ける。</p> <p>エ 住宅確保要配慮者専用住宅として登録した場合、京都市から家賃や改修費等の補助を行う。</p>

5 高齢者以外の属性への支援対象の拡大の検討 ((1)~(6)に資する事業)

高齢者以外の属性への支援対象の拡大として、まずは、障害のある方への支援対象の拡大に向けた取組を進める。

区分	内 容
継続	ア 京都市保健福祉局障害保健福祉推進室職員が京都市高齢者すまい・生活支援事業の作業部会等に参加し、情報共有や意見交換を行う。
新規	イ 障害のある方への支援の第一歩として、不動産事業者を対象とした研修会を開催し、障害についての理解を深めていただく。

6 その他 ((1)~(6)に資する事業)

区分	内 容
新規	ア 協議会会員の中でも、実務に精通した担当者等で構成される部会を開催することで、各者の相互理解を深めながら、今後の支援策の手がかりを掴む。 イ ホームネット(株)が提供する「見まもっTELプラス」の初期費用について、国庫補助を活用しながら、利用者負担の軽減を行う。

以 上

令和2年度収支予算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位：円)

科目	予算額	備考
I 収入の部		
負担金	1,000,000	京都市
広告料	220,000	不動産4団体
預金利息	10	
国庫補助金	5,600,000	共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業
当期収入合計…(A)	6,820,010	
前期繰越収支差額(見込み)…(B)	339,994	
収入合計…(A)+(B)=(C)	7,160,004	
II 支出の部		
1 事業費	5,990,000	
(1) すこやか住宅ネットの取組周知の拡大等	200,000	ネット保守管理(130千円), チラシ増刷代(70千円)
(2) 京都市高齢者すまい・生活支援事業の取組の推進①	3,900,000	市老協委託費(400千円) みまもり人件費(3,400千円) チラシ印刷(100千円)
(3) 高齢期の住まいの相談会	490,000	チラシ印刷代(100千円), 配送費(50千円), 会場費(100千円), 相談会相談員活動費(240千円)
(4) 京都市居住支援協議会の取組内容の普及啓発	400,000	周知する記事の掲載等(400千円)
(5) セーフティネット住宅登録事務	1,000,000	SN住宅登録事務(1,000千円)
2 管理費	800,000	安すま人件費(700千円) その他雑費(総会会場代, 文具購入代等)(100千円)
3 予備費	370,004	
当期支出合計…(D)	7,160,004	
当期収支差額…(C)-(D)	0	

第 5 号議案

京都市居住支援協議会副会長及び監事の任期満了に伴う改選について

京都市居住支援協議会会則第 8 条により，副会長及び監事の任期は 2 年となっていることから，以下のとおり改選を行うもの。

平成 3 0 年度～令和元年度

副会長 京都府宅地建物取引業協会

監 事 京都市地域包括支援センター・在宅介護支援センター連絡協議会

↓

令和 2 年度～令和 3 年度

副会長 全日本不動産協会京都府本部

監 事 京都市老人福祉施設協議会

第 6 号議案

バナー広告料の改定について

現在、すこやか住宅ネットのホームページのバナー広告欄について、不動産 4 団体に御協力いただき、広告を掲載いただいている。

昨年 10 月に消費税率が 10% となったことから、以下のとおり、広告料の改定を行うもの。

なお、今後、消費税率が改定された場合は、総会の議決を得なくとも、改定できるものとする。

令和元年度まで 54,000 円（消費税率 8%）

↓

令和 2 年度以降 55,000 円（消費税率 10%）

第 7 号議案

京都市高齢者すまい・生活支援事業の空白地域の解消等を目的とした一般社団法人の設立について

現在、10の社会福祉法人及び不動産事業者に御尽力いただき、京都市高齢者すまい・生活支援事業を実施しているが、当該事業は、未実施の地域があることから、これを解消し、居住の安定のさらなる強化につなげること、また、国庫補助金が終了するときを見据え、安定した財源の確保の検討することを目的とした一般社団法人の設立について、費用面でサポートを行う。

【参考】京都市すまい・生活支援事業実施地域の状況

行政区	実施法人	実施地域
北	京都福祉サービス協会 リガーレ暮らしの架け橋	区域の一部
上京	北野健寿会	区域の一部
左京	—	未実施
中京	—	未実施
東山	洛東園	区域の一部
山科	同和園	区域の全域
下京	—	未実施
南	清和園 こころの家族	区域の一部
右京	健光園 嵐山寮	区域の一部
西京	—	未実施
伏見	京都老人福祉協会 京都福祉サービス協会 同和園	区域の一部

第 8 号議案

ホームネット株式会社との業務連携の強化について

住宅セーフティネット法に基づく居住支援法人の認定を受けるとともに、京都市居住支援協議会にオブザーバーとして御参画いただいているホームネット株式会社が提供する「見まもっTELプラス」について、当協議会が推奨するサービスとして、平成28年11月に同社と当協議会が協定を締結している。

その後、同社から、居宅外での死亡なども補償の対象となる「見まもっTELプラス」のワイドコースが提供されていることから、当該サービスも協議会が推奨するサービスとして位置付ける。

また、不動産団体、ホームネット株式会社及び京都市居住支援協議会の3者で協定を締結することにより、居住の安定の確保につなげる。

第 9 号議案

居住支援法人等との連携の強化について

平成 30 年 3 月から、京都市居住支援協議会オブザーバーとして、住宅セーフティネット法に基づく居住支援法人であるホームネット株式会社に御参画いただいている。

その後、京都市内を事業範囲とする居住支援法人が新たに 4 社認定されたことから、これらの法人にもオブザーバーとして御参画いただくことにより、居住支援の更なる強化に努める。(各法人の事業の詳細は、[次ページ](#)参照)

また、今後の支援対象の拡大を見据え、京都市保健福祉局障害保健福祉推進室もオブザーバーとして参加する。

京都市内を業務エリアとする住宅確保要配慮者居住支援法人一覧（ホームネットを除く）

名称	所在地	相談先	事業概要	主たる支援対象
一般社団法人きょうのくらしがかり	京都市西京区嵐山 薬師下町 17 番地 セントポール嵐山 111 号	電話：050-1049-8481 Mail：kyono.kurashi.gakari@gmail.com	<ul style="list-style-type: none"> ・すこやか賃貸住宅協力店「たてものがかり」と住まい探しをサポート ・ソーシャルワーカーが住宅確保要配慮者のニーズに基づき転入居に向けて福祉サービスを調整 ・住宅確保要配慮者の状況に応じて入居後の見守り支援も実施 	低, 高, 障, その他
有限会社京都くらし支援センター	京都市北区上賀茂 竹ヶ鼻町 10 番地	電話：075-721-7324 090-2935-1038 Mail：info@kurashi.best	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅確保要配慮者向け賃貸住宅を所有, サブリースを含め約 50 室を運営管理中 (随時, 増室中 空室あり) ・当該住宅入居中の支援サービスとして, 見守り, 訪問, 安否確認, 電話相談, 日用品・衣類等無料配布, 生活支援, 緊急駆け付け等を実施 ・入退去に関わる支援サービスとして, 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の紹介, 家賃保証, 契約更新手続支援, 退去支援 (残置物処分, 現状回復の手続支援) を実施 	低, 被, 高, 障, 子, 外, 中, 児, ド, 犯
一般社団法人 my whereabouts	京都市東山区大和 大路四条下る四丁目小松町 11 番地の 31	電話：090-8526-3974 Mail：penpengusa@zeuseonet.ne.jp	<ul style="list-style-type: none"> ・物件選定相談, 契約同行, 引越し補助, 生活相談, 後見業務, ヘルパー派遣, 緊急連絡先の請負, 退去補助, 残置物処理補助を実施 ・ヘルパー事業所 (高齢, 障害) を併設 	高, 障, 子 (母子世帯), その他
一般社団法人高齢者住宅支援連絡会	京都市西京区松尾 木ノ曽町 38-15	電話：075-383-7511 Mail:toru.saio@gmail.com	<ul style="list-style-type: none"> ・サブリース物件を保有しているほか, 訪問や安否確認を行うサービス (きずな倶楽部) や, 日常のトラブルに 24 時間体制で対応するサービス (きずなサポート) を行っている。 	低, 被, 高, 障, 子, 外, 中, 児, ド, 犯, 矯

(注) 「主たる支援対象」欄の略語は次のとおりです。

低 低額所得者, 被 被災者, 高 高齢者, 障 障害者, 子 子どもを養育している者, 外 外国人, 中 中国残留邦人, 児 児童虐待を受けた者, ド ドメスティック・バイオレンス被害者, 犯 犯罪被害者, 矯 矯正施設退所者

なお, 当該欄に「その他」と記載されている場合については, 住宅確保要配慮者居住支援法人に問合せをしてください。

30歳からの女を楽しくする物忘れ予防マガジン

今日の晩御飯は？」

京都北版 vol.17

2019年11月29日(金)

毎月最終金曜日発行

(発行) 株式会社ウーマンライフ新聞社
〒630-8115 奈良市大宮町5丁目3-33 新奈良ビル
Tel.0742-35-5188(代) http://womanlife.co.jp

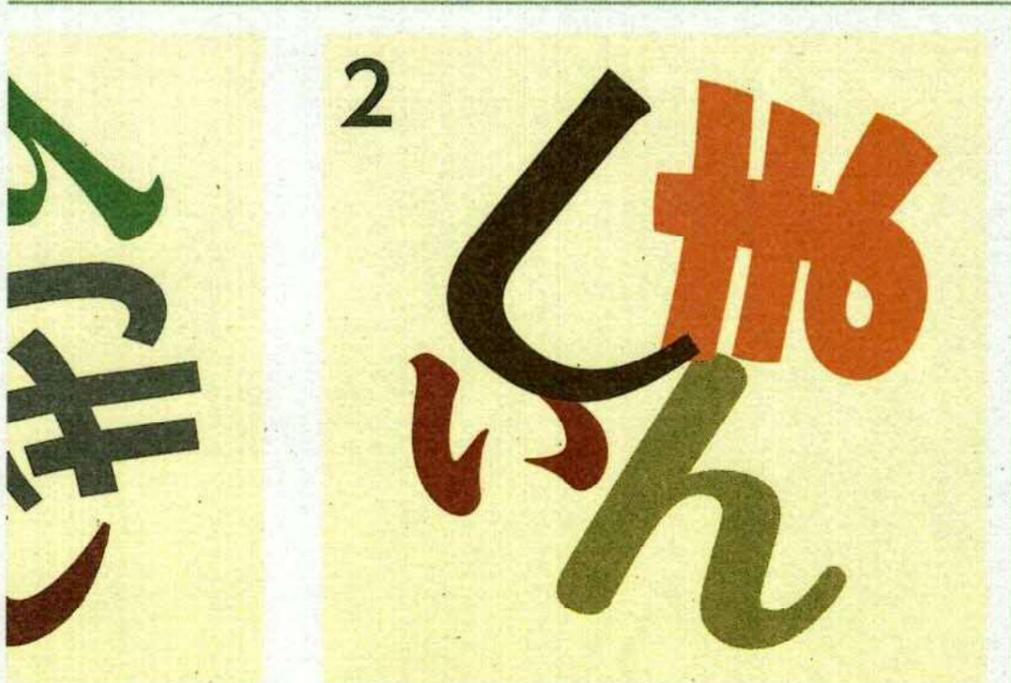
えてプレゼントをGET!!

で3名様に図書カード3,000円分をプレゼント!
X・メールでご応募ください。詳細は7面へ!

図書カード
3,000円分

替えクイズ

できる言葉は何でしょう?



(答えは6ページにあります)

答1	
答2	
答3	

京都市内で お住まいの確保にお困りの ご高齢の皆様へ すこやか住宅ネット



にお任せください!

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、不動産団体、福祉団体、市役所の3者が連携して取組んでいます。

ご高齢の入居をサポート!

すこやか賃貸住宅登録制度

- 大家さんに立ち退きをせまられている
- 収入にあった部屋を探したい...など

住替え先がなかなか見つからない場合、高齢であることを理由に入居を拒まない「すこやか賃貸住宅」や高齢者の住まい探しをサポートする「すこやか賃貸住宅協力店」をご紹介します。お気軽にご相談ください。



ホームページでもご覧いただけます

すこやか住宅ネット

検索

相談にも
乗ってもらえ
とても安心

一人暮らしでも安心!

定期的な見守り支援

低廉なお住まいと定期的な見守りをセットでご提供。見守りがあることで、独居でも家を借りやすくなります。その他、暮らしのお困り事の相談もどうぞ。

対象者	原則65歳以上の一人暮らし等で、見守りの支援を必要とし、住替えを希望される方 (実施地域が限定されています)
見守りサービス利用料	市民税非課税の方...0円 市民税課税の方...1,500円/月 (サービス利用料のほか、家賃・共益費等が別途必要です)

詳しくは 京都市 都市計画局 住宅室 住宅政策課

☎075-222-3666



ほうれい線・深いシワ...最新のヒアルロン酸...
「国内で唯一、と溝の治療」で働省の承認を受けるのがヒアルロン酸...
シワ取り治療で分ほどで表情の合わせた、とな仕上がりにな...
また顔だけではないの甲の若返りもす。注入後分解されるので、初め効果は持続し、2...
注(半額)すれ

長期効果の...
ほうれい線...
は10歳以上開院...
さんには80歳...
施術を同院の...

ミュージアム&イベント Guide

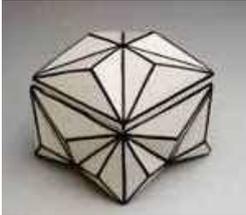
祭りや行事、イベントなどを数多くご紹介します。

3/6(金) 京都国立近代美術館
5/10(日) チェコ・デザイン 100年の旅

チェコデザインの100年を、家具やプロダクト、ポスターなど、チェコ国立プラハ工芸美術館所蔵品を中心とした約250点の作品により展覧。独自の様式を形成し、世界中を魅了してきたチェコデザインの軌跡をたどる。

☎ 075-761-4111
◎9時30分～17時
(金土曜は20時まで、入館は閉館の30分前まで)
¥1,400円
◎月曜(5/4は開館)

パヴェル・ヤナーク
クリスタル(結晶)
型小物入れ 1911年
チェコ国立プラハ
工芸美術館蔵



おすすめアクセス

地下鉄 東山駅下車、徒歩約10分、または 京都駅から 徒歩約5分・10分・110分 岡崎公園 美術館・平安神宮前下車すぐ

招待券
プレゼント
5名10名様

開催中 細見美術館
3/29(日) 華めく洋食器
大倉陶園100年の歴史と文化

日本を代表する洋食器メーカー「大倉陶園」の作品は、皇室をはじめ、数多くの人に愛されてきた。本展では草創期から現在までの作品を通じ、その優れたデザインや品質を紹介。さらに日本の洋食器文化における同園の役割をも探る。

☎ 075-752-5555
◎10時～18時
(入館は17時30分まで)
¥1,400円
◎月曜(2/24は開館)、2/25

瑠璃透彫サービス皿
1940-45年
個人蔵



おすすめアクセス

京都駅前から 徒歩約20分
東山二条・岡崎公園口下車、徒歩約3分、または 地下鉄 東山駅下車、徒歩約10分

招待券
プレゼント
2名4名様

3/3(火) 市比賣神社、ひとまち交流館京都
ひいなまつり

東帯十二単をまとった「ひと雛」が勢揃いすると、五人囃子の雅楽にあわせ三人官女が舞を披露。投扇興や貝合わせの披露、ひな茶接待もあり。

☎ 075-361-2775 (市比賣神社)
◎13時～16時 ¥2,000円(おまもり、ひな茶接待付き)

おすすめアクセス
京都駅前から 徒歩約4分・17分・20分 河原町五条下車、徒歩約3分、または 地下鉄 五条駅下車、徒歩約10分

3/10(火) 法輪寺
芸能上達祈願祭

本尊虚空蔵菩薩は芸能守護の仏様。諸芸の上達を願う祈願法要が本堂で営まれた後、茂山忠三郎社中による奉納狂言が行われる。

☎ 075-862-0013 ◎13時～ 園境内自由

おすすめアクセス
京都駅前から 徒歩約28分 嵐山公園下車、徒歩約7分

3/21(土) 誠心院
和泉式部忌

初代住職とされる和泉式部の命日にあたる3/21、式部ゆかりの謡曲「東北」[誓願寺]が奉納されるほか、屏風などの寺宝特別公開も。

☎ 075-221-6331 ◎11時～ 園境内自由

おすすめアクセス
京都駅前から 徒歩約4分・5分・17分・20分 四條河原町下車、徒歩約8分、または 地下鉄 京都市役所前下車、徒歩約8分

開催中 嵯峨嵐山文華館
4/5(日) THE 百人一首

2/23に開催の「第一回」はやぶる小倉山杯を記念した企画展。競技かるたタイトルホルダーらの紹介や画家が描いた歌仙絵、定家直筆の小倉色紙、本阿弥光悦筆「古今和歌集巻頭歌巻」などの名作から、現代のイラストレーターによって描かれた作品を通じ、歌の世界を楽しもう。

☎ 075-882-1111 ◎10時～17時
(入館は16時30分まで) ¥900円 ◎火曜



招待券
プレゼント
5名10名様

おすすめアクセス
地下鉄 京都駅前から 徒歩約28分または 大秦天神川から 徒歩約11分・特93分 嵐山天龍寺前下車、徒歩約5分

編集室より

徐々に日が長くなり、お出かけ気分も盛り上がるこの頃。京都のまだまだ知らない一面に触れるたび、感性が磨かれているような気がします。魅力が尽きませんね。

6月のテーマは「気ままに散策 伏見エリア」※予定 伏見エリアのお気に入り寺院やあわせて訪れた飲食店、おみやげ屋...など、ご意見をお送りください。おふたいと一緒にのんびりできる情報をお待ちしています！

応募方法

招待券、トラフィカカード、旅なびプレゼントへのご応募は、下記の宛先まで(1)住所(2)氏名(3)年齢(4)ご希望のプレゼント(5)左記テーマへのご意見、おふたいへの感想を記入して、メールもしくははがきでお送りください。

3/12(木) 当日消印有効。
※当選者の発表はプレゼントの発送をもってかえさせていただきます。

〒604-8823 京都市中京区壬生松原町3-12
ひでみ企画内「おふたいむ」編集室宛
☎ 075-322-3717 (土・日曜、祝日休業)
fax 075-322-3719
e-mail hidemi@gold.ocn.ne.jp

市バス・地下鉄に関するお問い合わせは下記の市バス・地下鉄案内所まで

ナビダイヤル ☎ 0570-666-846
交通局 tel 075-863-5200
京都駅前 tel 075-371-4474
コトチカ京都 tel 075-371-9866
北大路駅 tel 075-493-0410
烏丸御池駅 tel 075-213-1650

PRESENT

「トラフィカカード」プレゼント
地下鉄・市バスで利用できる「トラフィカカード」(1,100円分)・・・10名様

「旅なび」プレゼント
大人も満足できる情報量！「修学旅行ガイドブック 旅なび」・・・5名様

3/14(土) 本法寺
4/15(水) 涅槃図公開・寺宝展

縦約10m、横約6mの涅槃図(重文)は、通常複製の公開がこの時期のみ長谷川等伯の正筆を観る。本阿弥光悦などの寺宝も多数公開。

☎ 075-441-7997 ◎10時～16時
¥1,000円

おすすめアクセス
京都駅前から 徒歩約9分 観音寺ノ内下車、徒歩約3分、または 地下鉄 鞍馬口駅下車、徒歩約15分

3/29(日) 京都コンサートホール アンサンブルホールムラタ
音楽でつながる、リレーコンサート

一般公募により選ばれた出演者たちが、思い思いの演奏をお届けする。情熱あふれる音楽のパントリーをぜひお楽しみあれ。

☎ 075-711-3231 (受付は10時～17時)
◎14時～ 園入場無料

おすすめアクセス
地下鉄 北山駅下車、徒歩約5分

京都市内で お住まいの確保にお困りのご高齢の皆様へ

すこやか住宅ネット にお任せください!

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、不動産団体、福祉団体、市役所の3者が連携して取組んでいます。

ご高齢の入居をサポート!
すこやか賃貸住宅登録制度

- ◆大家さんに立ち退きをせまられている
- ◆収入にあった部屋を探したい...

住替え先がなかなか見つからない場合、高齢であることを理由に入居を拒まない「すこやか賃貸住宅」や高齢者の住まい探しをサポートする「すこやか賃貸住宅協力店」をご紹介します。お気軽にご相談ください。

ホームページでもご覧いただけます
すこやか住宅ネット 検索

一人暮らしでも安心!
定期的な見守り支援

低廉なお住まいと定期的な見守りをセットでご提供。見守りがあることで、独居でも家を借りやすくなります。その他、暮らしのお困り事相談もどうぞ。

対象者 原則65歳以上の一人暮らし等で、見守りの支援を必要とし、住替えを希望される方(実施地域が限定されています)

見守りサービス利用料 家賃・共益費等の他に、市民税課税の方は1,500円/月(市民税非課税の方は0円)の見守りサービス利用料が別途必要です。

詳しくは 京都市 都市計画局 住宅室 住宅政策課 ☎075-222-3666

相談にも乗ってもらえども安心

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことを目指す

町衆文化が息づく街 京都市が生んだ独自制度 「すこやか賃貸住宅」で 高齢者入居を徹底サポート

高齢者の住み替え問題について、独自の制度を打ち出している京都市。空室に悩むオーナーもぜひ注目したいその内容とは。
京都市居住支援協議会の平松謙一会長にお話をうかがった。



人に1人が75歳以上の後期高齢者になるというデータ（※1）も出ています。京都には昔から地域の人が共同体を組織し、助け合いながら文化を構築する「町衆文化」がありますし、今でも自治体や町内会の活動は活発です。「高齢者の方が困らないようにどうにかしなくては」という意識はあったのかもしれない。

「すこやか賃貸住宅」は、「高齢者の入居を拒まない」ということであれば登録ができるため、多くの物件のご登録をいただいています。国のセーフティネット法に基

「高齢者を拒まない」約5000戸の住宅が登録

上田 日本は高齢化が進む一方で、高齢者の賃貸住宅への入居は厳しいのが現実です。オーナーが受け入れに躊躇する場面も少なくありません。そんななか、京都市では高齢者とオーナーのために、独自の施策を行っているのでしょうか？

平松 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、不動産団体・福祉団体・京都市の三者が連携して行っている取り組みで、「京都市居住支援協議会」通称「すこやか住宅ネット」が行う「すこやか賃貸住宅登録制度」というものです。高齢者の入居を拒まない賃貸住宅を「すこやか賃貸住宅」として、そして高齢者の住み探しをサポートしてくれる仲介会社を

平松謙一（ひらまつけんいち）氏
1968年兵庫生まれ。
1991年に京都市役所入庁後、
交通局・文化市民局・行財政局などを
2019年4月より現職。

京都市居住支援協議会 会長 平松 謙一 氏

株式会社オーナーズ・スタイル
総編集長

上田 英貴

ことができず（※2）。
上田 見守りの内容を教えてください。

平松 「京都市高齢者すまい・生活支援事業」という取り組みで、社会福祉法人のスタッフが週に1回、物件に訪問して、健康状態などを確認します。介護などが必要な状況になった場合は、適したサービスを紹介します。現在、京都市の一部地域で、およそ90人の方が利用されています。

上田 行政や社会福祉法人のサポートが受けられるというのは、入居される方にとっても安心して



2019年に完成した京都市役所分庁舎にて。屋上庭園は、京都らしさを感じさせる和の風情漂う憩いの場だ

「すこやか賃貸住宅協力店」として登録してもらい、入居を促進しています。

上田 現在の登録数はどのくらいですか？

平松 2012年にこの協議会を立ち上げ、「すこやか賃貸住宅」は約5000戸、「すこやか賃貸住宅協力店」は132件の登録があります。これらの情報は、インターネットで公開されていて、みなさん自由に見ることが出来ますし、お電話で入居のお問い合わせをいただくこともできます。

上田 国土交通省のセーフティネット法が改正されたのが2017年ですから、国に先駆けてということになりますね。

平松 京都市の予想では、2025年には、高齢者人口は43万人。高齢化率は30%を超え、市民の5

ますが、オーナーや物件の管理会社の安心にもつながります。

平松 このことが高齢者の住宅確保につながって欲しいと思っています。京都市の「すこやか賃貸住宅」も、国のセーフティネット制度も、必要な人にどうやって住宅を確保するかという問題に尽きます。登録数を増やすことだけでなく、今後はマッチングをさらに促進することで高齢者の住宅確保がスムーズになるでしょう。

上田 空室を高齢者の方にお貸しするというのは地域貢献・社会貢献にもなります。空室で悩むオーナーはもちろん、そうでないオーナーにも検討してほしいですね。平松 京都市、不動産団体、そして福祉団体が協力をして、オーナー様をサポートさせていただき

高齢者の住まいを支援
京都市すこやか賃貸住宅

こんな物件が登録されています

- 単身者が入居するから広さが30㎡未満が多い
- 築年数を問わない入居者が多いので、築古物件の割合が高い
- 家賃は年金などから支払うケースが多いので4万円台が多い

福祉のプロが見守るから安心！
京都市高齢者すまい生活支援事業

どんな人が入居するの？

65歳以上の単身者。見守りの支援を必要とし、住み替えを希望している人。現在支援を受けている人は女性が60%とやや多め。

アフターフォローが充実

オーナー負担ゼロで入居する高齢者の見守りを定期的に実施。さらに生活相談にも対応。各不動産会社からもサービスの提案も。

対象地域

京都市北区・上京区・東山区・山科区・南区・右京区・伏見区（一部学区のみ対象）※順次エリア拡大中

詳しい情報は京都市のホームページをご覧ください
URL: <https://www.kyoto-sjn.jp/>
お問い合わせ：京都市都市計画局 住宅室住宅政策課 075-222-3666

6月6日(土)、四条烏丸で行うセミナーで京都市が取り組みについてお話しします！詳しくは12ページ

※1…京都市都市計画局住宅室住宅政策課「京都市における高齢者人口の推移」(資料)より抜粋
※2…入居者負担の見守りサービス。市民税非課税の人は無料。市民税課税の人は月1500円

京都市居住支援協議会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、京都市居住支援協議会（以下「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく協議会として、高齢者を中心とする住宅の確保に特に配慮を要する者(以下「住宅確保要配慮者」という。)の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する措置について協議し、実施することにより、住宅確保要配慮者が安心して住み続けられる住まいづくりを推進するとともに、豊かな住生活の実現に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅及び当該住宅の媒介を行う事業者の情報収集
- (2) 住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅への円滑な入居に資する情報の提供及び相談等の実施
- (3) 民間賃貸住宅の賃貸人に対する住宅確保要配慮者の受入への不安解消を図る施策等の情報提供及び意識啓発セミナーの開催
- (4) 住宅確保要配慮者に対する住宅及び福祉施策等の知見の共有
- (5) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居に資する新たな入居支援方策の検討
- (6) その他目的達成のために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、別表のとおりとする。

第2章 役員

(役員の種類及び定数)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名

(役員を選任)

第6条 会長は、京都市都市計画局住宅室長の職にある者をもって充てる。

- 2 その他の役員は、総会で選任する。
- 3 監事は、他の役員を兼ねることができない。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理し、総会を招集して議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、本会の会計監査の事務を担当する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は2年とする。ただし、補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。

第3章 組織

(総会)

第9条 本会は、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合又は会員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

- 2 総会は、次の事項を承認議決する。
 - (1) 本会の事業計画及び予算に関すること。
 - (2) 本会の事業報告及び決算を承認すること。
 - (3) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (4) 会員の変更に関すること。
 - (5) その他本会の運営に関する重要事項を決定すること。

(定足数等)

第10条 総会は、会員の過半数の出席により成立し、総会の議事は、出席者の過半数によって決する。

- 2 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、総会の議長又は他の会員に、その権限の行使を委任することができる。この場合、委任した会員は総会に出席したものとみなす。

(運営委員会)

第11条 本会は、第3条に規定する活動を円滑に行うため、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、会員が推薦する者をもって構成する。

- 3 委員長は、会長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、委員会を総括し、委員会を招集して議長となる。
- 5 委員会において、議決事項が生じた場合は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第12条 本会の事務、経費の管理等を行うため、京都市都市計画局住宅室住宅政策課及び京都市住宅供給公社 京（みやこ）安心すまいセンターに事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 会計

(経費)

第13条 本会の経費は、補助金、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
ただし、初年度においては、本会の設立日から直近の3月31日までとする。

(会計及び資産帳簿の整備)

- 第15条 本会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。
- 2 会員が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させなければならない。

(監査及び報告)

第16条 監事は、会計年度終了後2ヶ月以内に会計監査を行い、総会に報告しなければならない。

第5章 雑則

(秘密保持)

第17条 委員は、本会の活動を通じて又は関連して知り得た秘密を洩らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(補則)

第18条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成24年9月13日から施行する。

この会則は、平成26年4月1日から施行する。

この会則は、平成27年5月18日から施行する。

この会則は、平成28年5月2日から施行する。

別表

区 分	会 員
不動産関係団体	公益社団法人 京都府宅地建物取引業協会 公益社団法人 全日本不動産協会 京都府本部 公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会 京都府支部 一般社団法人 京都府不動産コンサルティング協会
福祉関係団体	京都市地域包括支援センター・在宅介護支援センター連絡協議会 一般社団法人 京都地域密着型サービス事業所協議会 一般社団法人 京都市老人福祉施設協議会
行政等	京都市住宅供給公社 京都市保健福祉局 京都市都市計画局